

けんしん法人キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

(1) 普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したけんしん法人キャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当組合の現金自動受払機等(以下「ATM」といいます。)を使用して普通預金(以下「預金」といいます。)に預入れをする場合
- ② 当組合のATMを使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当組合のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当組合所定の取引をする場合

(2) カードは、当組合の本支店のみで、当組合所定の時間帯に限り、利用することができます。

(3) 本規定でいう本人とは、法人キャッシュカードの所有者である法人を指します。

2. (ATMによる預金の預入れ)

(1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) ATMによる預入れは、当組合所定の種類の紙幣および硬貨に限り、また、1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (ATMによる預金の払戻し)

(1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) ATMによる払戻しは、当組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。

(3) ATMを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記4.に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (自動機利用手数料等)

(1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、当組合所定のATMの利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。

(2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

5. (ATMによる振込)

(1) 当組合のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMに払戻口座のカードを挿入し、届出の暗証番号、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。

(2) 前記(1)の操作においては、ATMの画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえ、操作してください。確認操作された後は、ATMによる振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取引店の窓口にご相談ください。

(3) ATMによる振込は1円単位とし、1回あたりの振込および1日あたりの振込は、当組合所定の金額の範囲内とします。

(4) 振込金額と後記6.に規定する振込手数料、自動機利用手数料の合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

(5) ATMの操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額等を「ご利用明細票」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは、ただちに取引店の窓口に出してください。

6. (振込手数料)

(1) 当組合のATMを使用して振込を依頼する場合には、当組合所定の振込手数料をいただきます。

(2) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7. (ATM故障時等の取扱い)

(1) 停電、故障等によりATMによる預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。

(2) 停電、故障等によりATMによる払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。

(3) 前記(1)、(2)による預入れまたは払戻しをする場合には、当組合所定の入金票または払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続きに従ってください。

(4) 停電、故障等によりATMによる振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合のATMで使用された場合または当組合本支店の窓口に出された場合に行います。

9. (カード・暗証番号の管理等)

(1) 当組合は、ATMの操作の際に使用されたカードが当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証

番号とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ、預金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、取扱いをいたします。

- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は設立年月日、電話番号、同一番号、連続番号など他人に推測されやすい番号の利用は避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないよう管理してください。カードについて偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当組合の責任については、この限りでなく後記10. 11. によります。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造カードまたは変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、当組合が損害保険会社と契約するキャッシュカード盗難保険の定めるところにより、損害の全部または一部に対して保険金が支払われる場合があります。

ただし、その場合の上限金額は100万円とします。この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次のすべてに該当する場合、当組合が損害保険会社と契約するキャッシュカード盗難保険の定めるところにより、損害の全部または一部に対して保険金が支払われる場合があります。

ただし、その場合の上限金額は100万円とします。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
- ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の意思による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の全部または一部に対して保険金が支払われる場合があります。

また、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当組合が証明した場合には、損害対象額の4分の3に相当する金額または一部に対して保険金が支払われる場合があります。

ただし、そのどちらの場合も上限金額は100万円とします。

- (3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当組合への通知が、カードが盗取された日(盗取された日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - イ 本人の理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関によって行われた場合
 - ウ 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗取された場合

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失または、カードが偽造、変造、盗難等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、ただちに本人から当組合所定の方法により取引店に届出てください。当組合は、この届出により、ただちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

- (2) 前記(1)の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。

なお、この場合にも、すみやかに当組合所定の方法により取引店に届出てください。

- (3) 法人名、代表者名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに本人から当組合所定の方法により取引店に届出てください。

ただし、暗証番号は、ATMでも変更できます。ATMで暗証番号を変更された場合は、当組合への届出の必要はありません。

- (4) この届出の前に生じた損害については、前記10. 11. および当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合、カードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

- (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

14. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。

なお、当組合普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

- (2) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい、ただちにカードを取引店に返却し

てください。

- ① 後記16.(譲渡・質入れ等の禁止)に定める規定に違反した場合
- ② カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合
- ③ カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合
- ④ 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合。

ただし、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

16.(カードの譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17.(規定の準用等)

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、無利息型普通預金規定等により取扱います。

18.(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上